

志木市職員の懲戒処分について

1 概要

(1) ストーカー行為について

当該職員は、令和4年から2年半に及ぶ長期間にわたり、別部署に所属する女性職員に対し、同職員から明確な拒否を受けていたにも関わらず、再三にわたる携帯電話への飲食勧誘等のメッセージの送付、近づいての必要のない声掛け等を繰り返し、同職員に不安と恐怖を与え続けてきた。この間上司から複数回注意・警告を受けてきたが、それらをことごとく反故にし、同職員的心情を慮ることもなく、公務の運営に及ぼす影響についても一切の思慮がないまま、法律に触れるストーカー行為を繰り返してきたものであり、同職員の電話番号宛に送った直近のメール内容からみても、反省の態度が全く認められず、今後も引き続き同種のストーカー行為に及ぶ危険が大であると言わざるを得ない。

(2) 公文書内容の目的外使用について

上記の同職員の電話番号宛に送った直近のメールは、当該職員が業務で取り扱った公文書に記載されていた同職員の電話番号を、専ら職務の用以外の用に供する目的で書き写し、自己の私的な目的のために使用したものである。

(3) 処分

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により停職6月とした。

なお、管理監督者については、当該職員の所属長になる前からストーカー行為が始まっていることに加え、当該職員に対し複数回面談の場を設けて注意・警告を重ね、当該職員が業務に集中できるよう環境整備を行うなど、ストーカー行為を抑制しようと努めてきた事実が認められるので、処分の必要はないものとした。

2 当該職員

- (1) 所属部署 総合行政部 行政管理課
- (2) 職名 主事
- (3) 年齢・性別 34歳・男

3 処分年月日 令和7年3月1日

4 処分内容 停職6月

5 処分による影響

- (1) 昇給・昇格 1年間昇給及び昇格しない
- (2) 勤勉手当 直近の勤勉手当の成績率において、100分の30を減じる。

6 村山 修（むらやま おさむ）総合行政部長のお詫びのコメント

市民の信頼に応える市役所づくりを推進している中において、職員によるこのような不祥事は、市民の信頼を毀損し、地方自治への信頼を損なう行為であり、深くお詫びを申し上げます。

今後につきましては、同様の事案が発生しないよう、なお一層、法令遵守の徹底に努めてまいります。

記 者 発 表 資 料

令和7年3月3日

総合行政部人事課

研修厚生グループ

担当者／櫻井（主幹）

電話番号／048-473-1120

志 木 市